# 器具及び容器包装のポジティブリスト改正における対応

## (合成樹脂を使用したもの)

食品用器具・容器包装について令和2年6月1日に施行されたポジティブリスト制度ですが、 施行日より前に製造され届出実績のある器具・容器包装についてはポジティブリスト適合と みなす経過措置期間が設けられておりました。

### その経過措置期間が令和7年5月31日をもって終了します。

令和7年6月1日以降はポジティブリストに適合していることが必須となります。

\*\*令和7年6月1日輸入許可より適用

#### <ポジティブリスト制度とは>

食品と接触する器具・容器包装について安全性を評価し使用を認められた 物質をまとめた一覧表(ポジティブリスト)を作成し、それ以外の物質を 原則使用禁止とする制度。対象は「合成樹脂」のみ。

#### <<注意点>>

① 令和5年11月30日にポジティブリスト制度の改正が告示

既存物質についてのリストが整理されています。

基材21物質 添加剤 約850物質

- \*基材についてはポリマー→モノマーへ変更となっている
- \*\*令和5年11月30日以前にポジティブリスト適合を確認済みであっても、 改正されたポジティブリストに則り再度確認が必要となります。(別表第1にて確認)

ポジティブリスト適合レターは令和7年6月1日以降は改正後の日付(令和5年11月30日以降)のみが有効となります

② 令和7年6月1日以降は輸入時食品を包んでいる容器包装についてもポジティブリスト制度に適合しているか確認が必要となります。(製造原料、小売り用問わず)

例:水煮野菜を包装しているPE袋、クッキーを包装しているPP袋など食品が直接触れる合成樹脂の包装材 \*文書によって適合を確認し届出を行うことなります。

- ③ ポジティブリスト制度導入に伴う整理(改正案)令和7年6月1日施行予定
  - ・個別規格がない合成樹脂に総溶出物規格の導入(試験方法、試薬等変更されます)
    - →規格基準:合成樹脂一般で検査しているものが対象となります

試験項目:重金属、過マンガン酸カリウム消費量のみで実施してるもの

カドミウム、鉛、重金属、過マンガン酸カリウム消費量で実施しているもの

材質:ふっ素樹脂、シリコン樹脂、ポリエステル、トライタン、TPEなど

例えば・・ふっ素樹脂コーティングされたフライパン・鍋など

\*\*\*検査方法が変更となるため、成績証明書の取り直しが必要となります\*\*\*

※総溶出物規格の試験法等は現在、審議中であり施行後の猶予期間等詳細は未定となります。

ポジティブリスト適合確認のできていない商品については早急にご準備をお願いします。